

自動車NOx・PM法における排出基準の適用時期

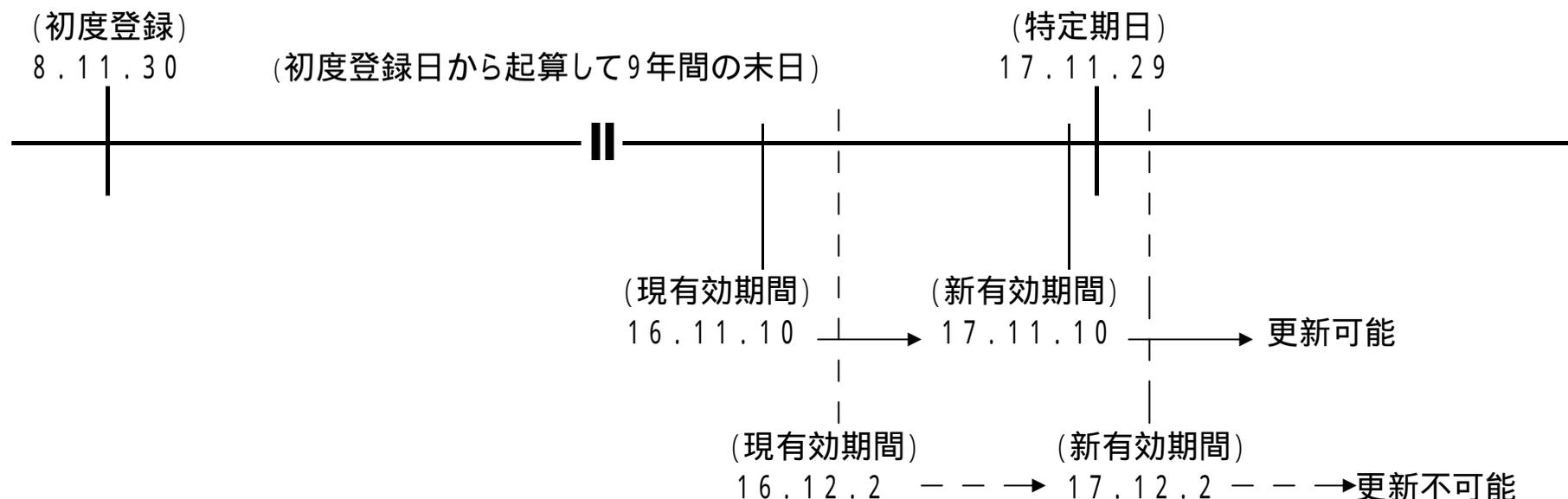
自動車NOx・PM法施行令(概要)

第5条 法第13条第1項の政令で定める期間(排出基準を適用しない期間)は、自動車が窒素酸化物(粒子状物質)排出自動車に該当することとなった日から、特定期日以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された後初めてその自動車に係る継続検査等を受ける日の前日までとする。

(=継続検査等を受ける日には排出基準を適用する。)

自動車検査証の有効期間が**特定期日の前日以前**……………有効期間の**更新可能**

自動車検査証の有効期間が**特定期日以降**……………有効期間の**更新不可能**

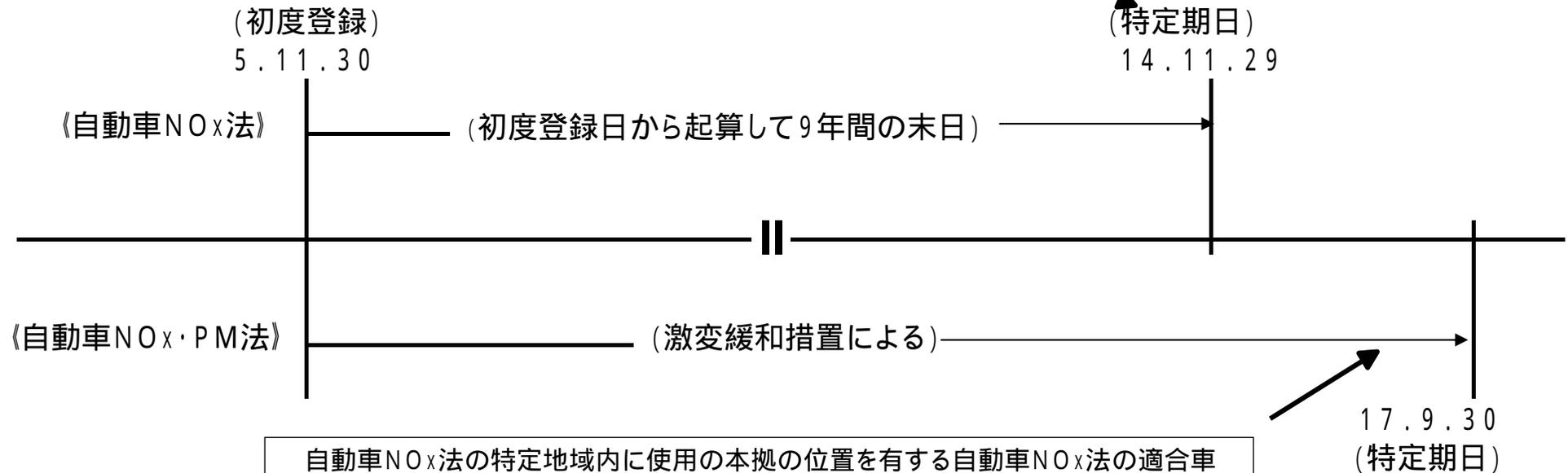


自動車NO_x・PM法と自動車NO_x法との関係

自動車NO_x・PM法施行規則の一部を改正する省令附則(概要)

第8条 改正前の施行令別表第一に掲げる地域(自動車NO_x法の特定地域)内に使用の本拠の位置を有する自動車に係る窒素酸化物の排出基準及びその適用については、自動車NO_x・PM法の窒素酸化物排出基準が適用されるまでの間は、なお従前の例による。

自動車NO_x法の特定地域内に使用の本拠の位置を有する自動車NO_x法の不適合車は、この特定期日以降の有効期間満了日まで



自動車NO_x法の特定地域内に使用の本拠の位置を有する自動車NO_x法の適合車
新たに自動車NO_x・PM法の対策地域として追加された地域内に使用の本拠の位置
を有する自動車(自動車NO_x法の適合車、不適合車にかかわらず)
であって自動車NO_x・PM法の不適合車は、この特定期日以降の有効期間満了日まで